

平成21年度 情報システムの改造費用の一部に
特定再資源化預託金等を充てることについて

次期データセンター運営会社の選定にあたり、信頼性・安定性・効率性を担保する観点及び透明性・公平性の観点によるユーザーへの説明性を確保することから、事前準備を十分にする必要がある。事前準備では、昨今のデータセンター運営動向を取り入れるなど、専門的な知見が必要であることから外部のコンサルタントの支援を受けながら調査・企画・入札等を行うこととし、平成21年度は暫定的に情報システムの改造に係る費用の予算を計上したが、この度の『資料3』の考え方にに基づき同情報システムの改造費用の一部に特定再資源化預託金等を充てることといたしたいので、その出えん等額について審議をいただきたい。

1. 平成21年度の事前準備の内容と総額

(千円:税込み)

大項目	作業項目	費用総額
調査・企画	現状のシステム構成要素の整理と分析	85,050
	現状のサービス水準の調査	
	現状の運用課題調査、方針決定	
	テスト実施方針の決定	
	移行方針の決定	
	調達方法の決定	

2. 費用按分の考え方と按分額

情報システムの利用費の考え方は、法人機能毎の処理件数とデータ量、プログラム規模(ステップ数)を組み合わせ、比例配分としている。(按分率は、毎年度変更)

同システムの改造費についても同考え方を踏襲し、次のとおり6法人と費用按分する。

(千円:税込み)

利用者	按分率	負担額	
資金管理法 ①	46.60%	39,629	
情報管理センター ②	26.29%	22,362	
指定再資源化機関	2号業務 ③	1.01%	861
	その他	0.52%	444
(社)自動車再資源化協力機構	12.47%	10,606	
TH (ASRチーム)	6.29%	5,350	
ART(ASRチーム)	6.82%	5,800	
6法人合計	100.0%	85,050	

※(社)自動車再資源化協力機構とは、自動車製造業者等の委託を受けフロン類・エアバッグ類の引取窓口を担う仕組みである。

※ASRチームとは、自動車製造業者等のシュレッダーダスト(ASR)のリサイクルを適正、円滑かつ効率的に実施する仕組みである。

3. 特定再資源化預託金等からの出えん等額について

(千円：税込み)

資金管理法①+情報管理センター②+2号業務③ =

62,852

4. 特定再資源化預託金等の出えん等の根拠法令

- (1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第98条第1項の規定に基づき、資金管理法は、その管理する再資源化預託金等のうちに特定再資源化預託金等があるときは、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等を、その資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関に対し法第106条第2号から第5号までの業務に要する費用に充てることを条件として、若しくは情報管理センターに対し情報管理業務に要する費用に充てることを条件として出えんすることができることとなっている。
- (2) 上記2及び3のとおり、資金管理法は、特定再資源化預託金等のうち、39,629千円を資金管理業務の実施に要する費用として充てること、並びに861千円を指定再資源化機関に対し法第106条第2号業務に要する費用に充てることを条件として、及び22,362千円を情報管理センターに対し情報管理業務に要する費用に充てることを条件として出えんすることについて、平成21年12月における第32回資金管理業務諮問委員会の審議・承認、評議員会の同意及び理事会の議決を受けた後、経済産業大臣及び環境大臣に対して承認申請を行う。

5. 特定再資源化預託金等の残高

上記費用の原資となる特定再資源化預託金等の平成21年10月末における残高は、4,947,587千円である(別紙参照)。

6. 今後のスケジュール

- | | |
|--------------------|---|
| 平成21年12月8日 | 第32回 資金管理業務諮問委員会(審議・承認)
・自動車リサイクルの情報システム改造について
・平成21年度 特定再資源化預託金等の出えん等額について |
| 同年12月22日 | 評議員会同意、理事会議決 |
| 同年12月末
～平成22年2月 | ・平成21年度 特定再資源化預託金等の出えん等について主務大臣への資金管理業務、情報管理業務等の実施に要する費用への出えん等の承認申請、主務大臣承認
・主務大臣への平成21年度補正予算の認可申請、主務大臣認可 |

以上